

# 社会福祉法人わらべ福祉会 役員・評議員の報酬等及び役員費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらべ福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員への報酬等は、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第4条 役員の費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事及び行政機関による監査の立会
- (3) 監事による定期または臨時監査の実施
- (4) 苦情処理委員会の参加・借入金の申請及び返済に伴う業務
- (5) 役員研修会への参加及び他の施設の視察研修
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第5条 前条の第1号及び第2号の業務の場合は、次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日あたりの額
住所地もしくは勤務地が福岡市内にある者	1,500円
住所地もしくは勤務地が福岡市外にある者	2,000円

2 前条の第3号及び第4号の業務の場合は、次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日あたりの額
住所地もしくは勤務地が福岡市内にある者	6,500円
住所地もしくは勤務地が福岡市外にある者	7,000円

3 前条の第5号の業務の場合は、費用弁償として、「社会福祉法人わらべ福祉会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額を支給できるものとする。

ただし、旅費の計算は、原則として役員等の住所地もしくは勤務地を起点として行う。

4 前条の第6号の業務内容は、その業務の内容により、前各項に準じて支給できるものとする。

ただし、当該複数の業務を行うにあたり、旅費等の費用が発生する場合はこの限りではない。

(適用除外)

第6条 法人役員等と施設職員を兼務する者については、この規程は適用しない。

ただし、当該業務を施設外で行う場合はこの限りではない。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、別表に定める。

- 附則
- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
  - 2 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
  - 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
  - 4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
  - 5 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
  - 6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。